

新潟市職員退職手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 3月31日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第16号

新潟市職員退職手当支給条例施行規則等の一部を改正する規則

(新潟市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟市職員退職手当支給条例施行規則(昭和25年新潟市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「附則第17項」を「附則第2項」に改め、同条第3号中「附則第18項本文」を「附則第3項本文」に改め、同条第4号中「附則第19項」を「附則第4項」に改め、同条第5号中「附則第20項本文」を「附則第5項本文」に改め、同条第6号中「附則第24項本文」を「附則第9項本文」に改め、同条第7号中「附則第25項本文」を「附則第10項本文」に改める。

第5条の3中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第7条から第10条までを次のように改める。

(条例第8条第1項に規定する規則で定める者)

第7条 条例第8条第1項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者
- (2) 勤務していた官署又は事務所の移転により、通勤することが困難となつたため退職した者
- (3) 法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者
- (4) 公務上の傷病により退職した者
- (5) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

(条例第8条第1項に規定する規則で定める理由)

第8条 条例第8条第1項に規定する規則で定める理由は、次のとおりとする。

(1) 疾病又は負傷（条例第8条第11項第3号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長がやむを得ないと認めたもの

（受給期間延長の申出）

第9条 条例第8条第1項の申出は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の適用を受ける者について定められている取扱い（以下「国家公務員の取扱い」という。）の例による。

（条例第8条第4項の規則で定める事業）

第10条 条例第8条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、条例第8条第1項に規定する雇用保険法（昭和49年法律第116号）第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が条例第8条第11項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当を除く。）の支給を受けたもの

(3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命権者が認めたもの

第10条の2を削る。

第11条から第15条までを次のように改める。

（条例第8条第4項の規則で定める職員）

第11条 条例第8条第4項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するも

のとする。

- (1) 条例第8条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
- (2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者が認めた職員  
(支給の期間の特例の申出)

第12条 条例第8条第4項の申出は、国家公務員の取扱いの例による。

(条例第8条第10項第2号の規則で定める者)

第13条 条例第8条第10項第2号アの規則で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつて、同法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの
- (2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた市の事務又は事業を雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの
- (3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた市の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの

2 条例第8条第10項第2号イの規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

(失業者の退職手当の取扱い)

第14条 条例第10条の規定に基づく失業者の退職手当の支給に関し必要な事項及び手続については、この規則に規定するもののほか、国家公務員の取扱いの例による。

(退職手当の支給制限等の通知書)

第15条 条例第10条第2項(条例第11条第10項、第12条第5項、第13条第6項、第14条第2項及び第15条第7項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、別に定める通知書により行うものとする。

2 条例第15条第1項の規定による通知は、懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の別に定める通知書により行うものとする。

第15条の2から第30条までを削る。

第31条中「及び別記様式第2号」及び「、同規則別記様式第2号中「新潟市長」とあるのは「退職手当管理機関」と」を削り、同条を第16条とする。

第32条第1項中「この規則の規定により行うこととされる」を「退職手当の支給に関する」に改め、同条第2項中「この規則の規定により」を「退職手当の支給に関して」に改め、同条を第17条とし、第33条を第18条とする。

附則第5項中「附則第27項ただし書」を「附則第12項ただし書」に改める。

附則第6項中「第10条の2及び第25条第1項」を「第7条」に、「第10条の2中」を「第7条中」に改め、「、第25条第1項中「雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)」とあるのは「雇用保険法施行規則」と」を削る。

様式第1から様式第28までを削る。

(新潟市技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第2条 新潟市技能労務職員の給与等に関する規則(平成17年新潟市規則第69号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第6条の2第2項」を「第6条の2」に改める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給	基準俸給	基準俸給	基準俸給	基準俸給
	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円
	190,100	201,000	222,800	243,700	274,700

(新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和2年新潟市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(新潟市技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の俸給月額は、当該暫定再任用職員が第2条の規定による改正後の新潟市技能労務職員の給与等に関する規則（以下「新規則」という。）第3条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新規則第2条第1項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準俸給月額のうち、同条第2項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の俸給

月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新規則第2条第1項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準俸給月額のうち、同条第2項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、単純な労務に雇用される一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年新潟市規則第15号）第4条の規定により、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号）の適用を受ける者の例により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 4 前2項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、一般職員の例による。

（新潟市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 5 この規則の施行の際現にある第1条の規定による改正前の新潟市職員退職手当支給条例施行規則様式第3の2から様式第28までの用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。